第1回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時: 平成31年3月13日(水)

14 時 30 分~16 時 30 分

場所:逗子市役所5階 第3会議室

1 開会

事務局より、検討会は傍聴できることと、マスコミの頭撮り、配布資料について説明。

2 議題

- (1) 逗子海水浴場の運営に関する検討会について
- ・事務局から検討会について次のとおり説明を行った。
 - 検討会は、条例第3条第2項の協議の場及び、神奈川県が策定するガイドラインを踏まえたルール協議の場である。
 - 所掌事項は、条例に規定するルールに関すること、ファミリービーチとしての振興に関すること、条例及び条例施行規則に関すること、その他市長が必要があると認めたことについて協議・検討して市長に報告する。
 - メンバーは20名以内をもって組織し、その構成は公募による市民、商工・観光団体から推薦された者、逗子海岸近隣町内会・自治会から推薦された者、児童・青少年関係団体から推薦された者、防犯団体から推薦された者、逗子海岸で活動する事業者から推薦された者、関係行政機関の職員、市職員、その他市長が必要があると認めた者とする。
 - 座長及び副座長をメンバーの互選により決定する。
- ・メンバー自己紹介とオブザーバー紹介を行った。
- ・座長については、田中氏、熊岡氏が候補となり、田中氏と決定した。
- ・副座長については、歌代氏、熊岡氏が候補となり、歌代氏と決定した。
- ・事務局から座長に司会進行の引継があった。

(2) 2019 年度の逗子海水浴場ルールについて

・条例及び施行規則、県ガイドライン、平成30年度検討会報告書、現時点でのルール案について、事務局より説明。ルール案について、次のとおり意見があった。

I 基本事項

・ルール案に対し、意見はなかった。

Ⅱ 建築期間及び解体期間

・ルール案に対し、意見はなかった。

Ⅲ 海水浴場の開設

・ルール案に対し、意見はなかった。

IV 海の家の営業に関する注意事項及びルール

- ・海の家の営業に関する注意事項及びルールについて、次のとおり意見があった。
 - 昨年度の海水浴場において、海の家の関係者と思われる者のタトゥーの露出が見受けられることがあった。『全従業員にルールが徹底されるよう、わかりやすくルールを記載したものを、従業員の目に付く場所に掲示する。』というルール案のとおり、従業員にルールの遵守を徹底させて欲しい。
- ・反社会的勢力の排除の徹底について、次のとおり意見があった。
 - ここにある反社会的勢力とは暴力団のことを指しているのか。
 - →基本的には暴力団のことを指すが、現在は様々な組織があるため、広く網羅する ために関係者という書き方にしている。また、海岸組合の定款の中でも、反社会 的勢力の排除の徹底について記載があるため、それに応じて対応をしてほしい(事 務局)
 - →不明な点があった際は、個別具体に相談いただければ対応をする(逗子警察)
- ・アルコールの持ち出しについて、次のとおり意見があった。
 - 砂浜へのアルコールの持ち出しは禁止されているが、実際持ち出しをしてしまって いる状況を昨年も見かけた。
 - 砂浜へのアルコールの持ち出しが禁止されている以上、それを阻止するべきという 考えはメンバー共通の認識だと思う。ルール化するのはやりすぎという意見もある が、風紀上の対策に、海の家の従業員が注意を促すといった内容の項目を追加して はどうか。
 - →メンバーの意見を聞き取った結果、P7 (8) 風紀上の対策に、「海の家の従業員は、客が店舗内から砂浜へアルコール類を持ち出さないよう注意を促す」といった旨の項目を追加することとなった。
- ・海の家の飲み物の提供方法について、次のとおり意見があった。
 - 現状のルールではビン、ガラス製の器での提供は控えるといった内容になっているが、昨今のマイクロプラスチック問題等を考えると、むしろ再利用できる器で提供した方がいいのではないか。
 - このルールができた際は、海の家から持ち出されたビン、ガラス製の器が砂浜に転がっており、危険性等を考慮しルール化された背景がある。
 - 飲み物を提供する際は、海岸組合が定める器で提供するといった文言にすれば、海 岸組合も運用がしやすいのではないか。
 - 海岸組合としては、環境へ配慮した営業をしたいとは思っているが、全ての海の家が今年度からすぐにリユースカップ等を導入できるかどうか現時点で分からない。

実際には段階的な実施になることが考えられるため、海岸組合が定める器とするのではなく、P9 (15) その他①『飲み物を提供する際は、ビン、ガラス製の器での提供は控える。』の項目を削除という形にして欲しい。

- 逆の考え方として、砂浜への負荷のみを考えれば、紙製の皿やコップ等を使うことで、砂浜に汚水が排水されないため、紙製のものを使った方がいいのではないかという意見もある。
- 環境問題について議論できる段階にまできているのはいいことである。海岸組合が ビン、ガラスの持ち出しを管理できることが前提にはなるが、ビン、ガラス製の器で の提供は控えるという文言は削除してもいいかもしれない。
 - →メンバーの意見を聞き取った結果、P9 (15) その他①の項目は削除することとなった。
- ・『遊泳区域内』『海水浴場区域内』という表記について、次のとおり意見があった。
 - 砂浜も遊泳区域に含まれると思って議論をしていた。どこからが遊泳区域、海水浴 場区域になるのかが分からない。
 - 神奈川県海水浴場等に関する条例によると、遊泳区域とは『海水浴場又はその他の 遊泳場のうち、標旗、浮き等をもって区画された水域をいう』とされている(事務 局)
 - →議論をしていく中で、遊泳区域の定義が各自で異なってしまうため、ルール案に 遊泳区域、海水浴場区域を図示したものを添付することとなった。

V 逗子海岸営業協同組合の事務局体制と業務

・ルール案に対し、意見はなかった。

3 その他

- ・事務局から、今後のスケジュールについて、次のとおり説明があった。
 - 海岸組合から席上配布があった資料も含め、本日、議論できなかったルール案『VI 海水浴場利用者に関する注意事項及びルール』以降については次回協議する。また、振興策についても次回の検討会において、議論を行う。
- ・次回の開催について、4月中旬で予定することとなった。